

情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会（第6回） 議事要旨

1. 日時

令和3年12月3日（金）10時00分～11時30分

2. 場所

総務省内会議室

3. 出席者

（1）構成員

山本座長、大谷構成員、神保構成員、庭野構成員、根本構成員、森川構成員

（2）オブザーバー

山路内閣官房安全保障局内閣参事官、高橋財務省国際局調査課投資企画審査室長

（3）総務省

竹内総務審議官、吉田情報流通行政局長、二宮総合通信基盤局長、藤野大臣官房審議官、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、野崎同局電波部長、三田情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、林総合通信基盤局総務課長、木村同局電気通信事業部事業政策課長、小津同局電波部基幹・衛星移動通信課長、鎌田情報流通行政局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送推進室技術企画官、村田同局放送コンテンツ海外流通推進室長、飯村総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課市場評価企画官、中田同局電気通信事業部事業政策課調査官、柳迫同局電波部電波政策課企画官、田畑同局電波部電波政策課調査室長 ほか

4. 議事等

（1）議題(1)「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」について

事務局（鎌田国際放送推進室長）から資料6-1「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」に基づき、説明が行われた。

【事務局（鎌田国際放送推進室長）】

配布しております資料6-1「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」に基づきまして御説明をさせていただきます。

1ページです。目次のとおり、本取りまとめ（案）は、これまで御検討いただいた論点を基に構成

したものです。

2 ページ、序章の経緯です。情報通信分野においては、外資規制に関わるものとして、電波法、放送法及びNTT法に基づいて規制が設けられています。こうした法律による外資規制が設けられている中で、今年の春に、幾つかの外資規制に抵触する事案が発覚したところです。また、情報通信分野における外資規制としましては、これらのほかに外為法による規律があります。外資規制は、我が国の安全保障に関わる重要な規制であることから、今般の外資規制に抵触するような事案が再び起こることがないように、情報通信分野における外資規制がどうあるべきかを念頭に置きながら、体制の強化をはじめ、外資規制の実効性確保やその在り方を検討するために、本年6月から、本検討会が開催され、関係団体からのヒアリングやそこで挙げられた御要望を踏まえて、5つの論点を整理した上で検討を進めてきたところです。そして、この5つの論点に基づいて検討の結果を取りまとめたものが、今般提示させていただきました取りまとめ（案）です。

続きまして、4 ページ以降が、章ごとに、その議論について整理したものです。各章の構成は、3部構成に分かれています。まず、「(1) 現状」としまして、関連する法制度や、先ほど申し上げました関係団体からのヒアリングで表明された御意見・御要望を掲げさせていただきまして、そこから課題を整理しております。次に、「(2) 検討」としまして、整理された課題についてどうあるべきかを検討し、御議論の中で構成員の方々から頂いた御意見を基に整理しています。そして、「(3) 今後の方向性」としまして、先ほど申し上げました検討の結果として、検討会としての結論（案）を記載させていただいています。

4 ページです。第1章としまして、1つ目の論点である「情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方」です。ポイントごとに簡単に説明させていただきます。まず、「(1) 現状」です。外資規制は、①のとおり、電波法、放送法及びNTT法といった個別法による規制が設けられているほか、②のとおり、外為法におきまして、個別の投資主体やその行為を勘案して、国の安全や公の秩序の維持を目的として、外国投資家による対内直接投資に対しての規制が設けられています。

5 ページです。③としまして、「諸外国における外資規制の動向」です。諸外国においては、個別法において外資規制が撤廃されている一方で、対内直接投資制度により国家安全保障を強化する動きがある一方で、別の国では、引き続き個別法による外資規制が基本的に維持されているところ、様々な方向で外資規制を行っている状況にあるところです。

それを踏まえまして、「(2) 検討」です。近年の状況としましては、対日直接投資残高が非常に増えてきている状況であり、クロスボーダー取引が増大する中で、我が国の安全保障への対応を考慮しますと、個別法と外為法は、制度の目的は異なるところではありますが、両者の外資規制の枠組みを変える状況にはない御意見が示されたところ、これらの外資規制は引き続き意義を有している

と考えられるのではないかと検討されたところです。

それを踏まえまして、「(3) 今後の方向性」です。電波の有限希少性を理由とした自国民優先等の考え方は引き続き重要であるほか、先ほど申し上げました昨今のクロスボーダー取引の増大などを踏まえますと、我が国の安全保障の観点から見ますと、放送法、電波法、N T T法といった個別法と外為法の両者が相まって外国性を規律する現行の仕組みを維持することは基本的に妥当と考えられるとされたところで、このような形で結論として整理したところです。

7ページです。第2章としまして、2つ目の論点である「出資規制及び外国人役員就任規制の在り方」です。こちらでは、第1章で扱った個別法の外資規制の枠組みの具体的な内容について整理したものです。こちらは大きく3つのパートに分かれています。まず、全体として総論の状況について整理したのが、1つ目の「出資規制及び外国人役員就任規制の枠組み」です。まず、「(1) 現状」です。詳細は割愛させていただきますが、個別法では、それぞれの目的に基づき、出資規制と外国人役員就任規制が具体的に定められているところです。現行の規制の具体的な内容につきまして、関係団体からは、基本的な枠組みの維持を支持する御意見が表明されたところです。「(2) 検討」です。具体的な規制の内容としましては、個別法の各々の目的の下に具体的な水準が定められているところです。例えば、議決権の3分の1や5分の1といった枠組みは、会社法の規定から考えますと、外国人への意思決定を排除する上で意義を有していると考えられ、実際のところ、これらの枠組みの下で大きな支障はなく運用されてきたところです。そして、電波の有限希少性等に加えまして、昨今の動きとして、我が国の安全保障の観点を念頭に置いたとしても、現行の規制の枠組みを見直すほどの変化は生じていないと考えられるところです。また、この個別法では、議決権割合に着目して出資規制が設けられているところです。株式所有割合に着目することも考えられますが、既に、外為法において、外国投資家に対する規律があるとともに、投資活動を必要以上に制限することなく外資による影響力を規律するという観点から、個別法につきましては、引き続き議決権によることが妥当であると考えられるところです。このような出資規制等の現行の枠組みの維持につきましては、構成員の方々から支持する御意見が多数示されたところです。

これらを踏まえまして、「(3) 今後の方向性」です。ただいま申し上げましたとおり、具体的な規制の枠組みにつきましては、それぞれの法目的に照らして一定の水準に制限することを規律してきたものであり、それ自体はこれまで有効に機能してきたと考えられまして、さらに昨今の安全保障の動向を鑑みても、本規律を見直す必要がある特段の事情も見受けられないことから、引き続き議決権割合による規律として、現行の規制枠組みを維持することが妥当と考えられると整理されています。

これ以外の個別の内容としまして、コミュニティ放送、放送・通信事業以外の無線局に係る外資

規制につきましては、この後、整理をさせていただいております。

個別の内容の1つ目として、「コミュニティ放送に関する規制水準」です。まず「(1) 現状」としまして、コミュニティ放送につきましては、地域の話題や災害時などにおいてきめ細やかな情報を提供するほか、地域の活性化等に寄与する観点から、地域密着型のメディアとして重要な役割を果たしてきたところです。このような状況につきまして、関係団体からの御要望としまして、コミュニティ放送の特性として、出資者が限定されていることや、地域のニーズに応じて開設するといったことから外国人の居住が多い地域で開設することもあるといったような特性を有し、そのような中で役員の人選にも苦慮しているような御意見がありました。これらを踏まえまして、コミュニティ放送に関する規制の水準を何らか緩和できないかのような御意見が表明されたところです。

「(2) 検討」ですが、基幹放送に関する制度全体で考えますと、県域でFM放送を行う地上基幹放送の仕組みが確保されていることから、コミュニティ放送に係る外資規制は、必ずしもほかの地上基幹放送と完全に一致している必要はなく、基幹放送事業者の中での制度的な整合性にも留意しつつ、コミュニティ放送の特性や実態を踏まえて、出資規制や外国人役員就任規制を見直す必要があるのではないかと考えられるところです。この点に関しては、構成員の方々から様々な御意見がございましたが、全体としては、コミュニティ放送に係る外資規制の具体的な内容を緩和すべしとの御意見が多数示されたところです。

これを踏まえまして、「(3) 今後の方向性」です。コミュニティ放送に関する規制水準に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、言論・報道機関である基幹放送としての位置付けを前提として引き続き放送法及び電波法の外資規制の対象としつつも、ただいま申し上げましたようなコミュニティ放送の特性を考慮しまして、まず、出資規制につきましては、間接出資規制の対象外として直接出資規制のみとし、そして、外国人役員就任規制につきましては、コミュニティ放送事業者の実態を踏まえ、例えば、業務執行決定役員の総数に占める外国人の業務執行決定役員の割合が、3分の1以下であれば、業務執行役員でない限りにおいて、外国人の業務執行決定役員への就任を許容することが適当と考えられるとして整理されています。

続きまして、個別の議論における2つ目としまして、「放送・通信事業以外の無線局に関する規制水準」です。まず「(1) 現状」としまして、無線局に係る外資規制は、既に多くの先進国では課されていない状況ですが、我が国の電波法におきましては一定の外資規制が設けられているところです。その一方で、これまで必要に応じて随時、外資規制が撤廃されてきており、現在では、多くの無線局については対象外とされ、外資規制の対象とされている無線局としましては、船舶や航空機に開設される無線局や人工衛星に関する無線局などがある状況です。この現状につきまして、ヒアリングで関係団体から頂いた御要望が第2段落に記載しております。まず、船舶や航空機に開設され

る無線局につきましては、移動しながら使用するため、周波数を占有しないことを踏まえれば、電波法の外資規制を課して外国性を排除することの必要性はない、との御意見が表明されたところです。加えて、これらの無線局以外で電波法の外資規制の対象として残る航空局等の移動しないものについても、例えば人命や航行の安全を損なうおそれがあるものにつきましては、外資規制に不適合になったことで直ちにこの運用を停止するような事態は避けるべきとの御意見が表明されたところです。そして、2つ目のヒアリングとしまして、地球観測衛星等の人工衛星に関する無線局ですが、宇宙産業がグローバルな市場であることから、外資規制があることによって資金調達をする際の障害となるとの御意見が表明された一方で、地球観測衛星の技術保護・情報保護といった観点から、適切な規制は必要ではないかとの御意見が表明されたところです。

12ページの「(2) 検討」です。船舶や航空機に開設する無線局につきましては、移動しながら使用されるものであり、周波数を占有する性質を持つものではないこと、そして、多くの先進国において、これら無線局に係る外資規制は課されていないこと、我が国においても外国籍の船舶や航空機に開設する無線局については外資規制の除外規定が設けられていることなどを考慮して考えますと、自国民を優先利用する観点から電波法の外資規制を維持する必要性はなくなってきており、外資規制の撤廃を視野に入れて規制水準を見直す必要があるのではないかと考えられるところです。また、外資規制の対象として残る無線局であっても、公共の利益に影響を及ぼすものにつきましては、不適合になったとしても直ちに免許を取り消すのではなく、期間を定めて是正を求める等の措置を講ずることが必要と考えられるところです。この点に関しては、構成員の方々からも、賛同する御意見が示されているところです。他方、地球観測衛星等の人工衛星に関する無線局につきましては、外資規制を撤廃する理由をもう少し明確にすべきではないかとの御意見や、安全保障の観点を考慮して検討していくことが必要ではないかとの御意見が示されたところです。

「(3) 今後の方向性」です。まず、船舶や航空機に開設する無線局につきましては、先ほど申し上げました現況を考慮すれば、電波法の外資規制を撤廃することが適当と考えられるところです。他方、地球観測衛星等の人工衛星に関する無線局につきましては、技術保護・情報保護などの安全保障上の観点も考慮して、慎重に検討することが適当と考えられるところです。また、外資規制の対象として残る無線局であっても、公共の利益に影響を及ぼす場合につきましては、外資規制に違反したことで直ちに無線局を取り消すことではなくて、第4章で示すような、期間を定めて是正を求める措置を検討することが適当と考えられるところです。

14ページの「第3章 外資規制の実効性確保方策」です。こちらも、2つのパートに分かれており、1つ目としまして、「外資規制の適合状況の把握等」です。「(1) 現状」としましては、今般発生しました放送法の外資規制に抵触するような事案が再度生ずることがないように外資規制の実効

性を確保するために、まずは、行政庁において、事業者等における外資比率等の実態を確実に把握して審査する必要があります。しかしながら、総務省において事業者等から資料の提出を求められているものの、その具体的な事項が定められていなかったことや、その様式などにつきましても、外資規制の比率が規制の範囲内であることの把握・検証が可能な様式とされていなかった課題があったところです。このような現状につきまして、ヒアリングにおいても、外資規制の状況を的確かつ定期的に把握できる仕組みの必要性を訴える御意見が表明された一方で、資料提出の頻度の低減を含め、過度な事務負担にならないような仕組みを求める御要望も表明されたところです。

15ページです。これを受けまして、「(2) 放送法施行令等の見直し」としまして、今般発生した外資規制に抵触する事案を受けまして、放送に係る外資規制の実効性を確保する仕組みを構築することが必要であることから、第2回会合では、総務省において、まず速やかに対応可能なものから取り組む観点から、総務省が資料の提出を求めることができる事項や、外資規制の適合状況の把握・検証を可能とする様式について、見直しを行う方針が提示され、これに賛同する御意見が構成員の方々から示されまして、これを受け、現在、総務省において、必要な政省令改正を行うための手続きを進めている状況です。

次に「(3) 検証」です。ただいまお示ししましたように、行政庁において外資規制の適合状況を把握するための情報が十分でない現状を踏まえて、ただいま申し上げましたような政省令改正によって必要な整備を行っていくことに加えまして、放送事業者等や無線局におきまして、外資規制に係る事項に変更があった場合には、やはり行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とする仕組みを取り入れることが必要と考えられるところです。そして、その上で、社会的影響力が相対的に低い一部の事業者等を除き、放送法等における外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等を定期的に行政庁が確認できる仕組みを取り入れることが必要であると考えられるところです。この点に関しましては、構成員の方々からも、まずは事業者等において総務大臣に対して的確に報告できる体制を整えた上で、行政庁及び事業者等の双方がモニタリングする仕組みにより実効性を確保することが重要との御意見が示されたところです。他方で、放送法及び電波法の外資規制の遵守状況の確認を強化するために事務負担が増大するのでは、かえって審査の実効性を確保することが難しくなることも考えられるところです。この点に関しましては、構成員の方々から、審査の効率を上げつつ審査担当者にとって必要な情報が簡便に見えるような仕組みを整える必要があるとの御意見や、事業者等にとってもワンストップ的に審査を簡便にしてほしいといったニーズに耳を傾けるべきではないかといった御意見など、審査事務の効率化に関する御意見が示されたところです。報告の仕方につきましては、デジタルの活用を検討してはどうかの御意見が示されたところであり、デジタルデータでのやり取りが可能となる仕組みを考慮することが必要と考えられる

ところでは、

これを踏まえまして、「(4) 今後の方向性」です。まず、外資規制の適合状況の把握・検証を可能とする政省令改正は、速やかに進めていくものです。これに加え、外資規制に係る事項に変更があった場合には、行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求める制度を導入することが適当と考えられるとし、社会的影響力が相対的に低い一部の事業者等を除き、当該放送事業者等が外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等に関する事項について定期的に報告を求める制度を導入することが適当と考えられるところです。最後の段落ですが、これらの制度の導入に当たっては、過度な負担にならないよう、そしてデジタルデータの活用を進めることが付言されています。

次に、第3章の2番目としまして、「出資規制に係る議決権割合の捕捉・計算方法」です。「(1) 現状」としまして、放送法等につきましては、その社会的影響力に鑑みまして、NTT法とともに、直接出資規制に加えまして間接出資規制が設けられているところです。このような現状に関して、関係団体からのヒアリングでは、間接外資比率の計算に係る事務負担が非常に大きいことで、見直しを検討すべきとの御要望が表明されたところです。

17ページの「(2) 検討」です。まず、ヒアリングでの御要望を受けまして、より合理的な計算方法に向けた見直しが必要と考えられるところ、構成員からも、合理性を考えるべきではないかとの御意見が示されたところです。上場会社におきましては、いわゆる社振法によりまして、振替機関が提供している情報が利用されているなど、間接出資の外国人株主を把握する仕組みも設けられていることから、間接外資比率の計算に当たっては、こうした仕組みから得られる情報を基本として、会社が独自に収集した情報等を組み合わせて、適切に算定を行うことが想定されるということです。

18ページの「(3) 今後の方向性」です。この間接外資比率の計算につきましては、その合理化を進めていくことから、間接外資比率の計算の対象から地上基幹放送事業者等に対して直接占める議決権の割合が0.1%未満である場合を除くとするなど、より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行っていくとともに、事業者等における負担の軽減などと必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当と考えられるところです。そして、上場会社におきましては、引き続き、振替機関から得られる情報を基本として、事業者等において適切に算定を行うことが適当と考えられるところです。

19ページの「第4章 外資規制の担保措置の在り方」です。1つ目としまして、「事業者による補完措置」です。放送法等では、外資規制の適合状況を維持する補完措置としまして、名義書換拒否制度や議決権制限制度あり、ヒアリングでは、このような制度の意義を支持する御意見が表明されているところです。

20ページの「(2) 検討」です。このような名義書換拒否制度や議決権制限制度は、外国人等による株式取得により放送事業者等が欠格事由に該当し認定等が取り消されることで視聴者への安定的な放送サービスの提供に支障が生ずることがないようにする制度として、引き続き重要な仕組みであることから、これを支持する御意見が構成員からも多数示されたところです。

これを踏まえまして、「(3) 今後の方向性」です。名義書換拒否制度や議決権制限制度につきましては、放送法及びNTT法の外資規制の適合状況を規制の範囲内に維持して、又は抑制する補完措置として、引き続き合理性を有することから、これを維持することが適切と考えられるところです。

20ページ、第4章の2つ目としまして、「行政による是正措置」です。まず、「(1) 現状」としまして、電波法及び放送法においては、外資規制に不適合となった事業者等につきまして、総務大臣はその認定等を取り消さなければならないとする、必要的取消しとなっているところです。こうした現状につきまして、関係団体からのヒアリングでは、外資規制の趣旨は妥当なものと考えているとしつつも、この取消しをすることは事業の廃止につながり、視聴者や社会に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、放送を継続しながら不適合状態を是正可能な制度が適切でないかといった御意見が表明されたところです。

これを踏まえまして、「(2) 検討」です。今般の放送事業者等における放送の外資規制に抵触する事案を踏まえますと、まずは外資規制の適合状況及び遵守状況の確認を一層実効性あるものにする観点から、第3章で示したような届出や報告の制度によって、事業者等において外資規制の遵守が徹底されることが必要であるところです。この点に関しましては、構成員の方々から、事業者等がしっかりと対応するインセンティブが下がらないような制度設計をすべきとの御意見が示されたところです。ただし、こういう不適合の要因については、様々な理由が考えられることから、外資規制への不適合の態様、過失の度合いや解消に要する期間など、不適合となった状況や、放送を停止した場合の視聴者の不利益、放送を継続した場合の外国人等の支配による不利益の有無を勘案した上で、その度合い等によっては、認定等の取消しの手続に入る前に、まず、事業者等にその不適合状態の解消を促すような措置を導入することが必要と考えられるところです。この点に関しましては、構成員の方々から、是正を促すような制度の仕組みを設ける必要があるといった御意見をはじめ、様々な御意見が表明されたところです。

22ページの「(3) 今後の方向性」です。期間を定めて是正を求める措置の導入に当たりましては、まず事業者等の外資規制を遵守するインセンティブが下がらないようにすることが必要であり、その観点からは、第3章で示したとおり、外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求めることとして、事業者等の実効性の確保の取組を強化することが適切と考えられるところです。その際、事業者等において、外資比率が基準値以上とならないようにするよう、例えば事業者等

の外資比率がその基準値に近づいた場合、外資比率の変動に関する届出をより厳格化することが適当と考えられるところです。その結果として、変更があった場合には行政庁に速やかに届出をできるようにするなど、外資規制の遵守の徹底が図られるものと考えられるところです。これに加えて、外資比率が基準値以上となっていることを行政庁が把握した場合には、原則として、所要の手続を経て認定等を取り消すとし、例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案して、外国人の支配による懸念が実質的にないと認められる場合等においては、期間を定めて是正を求める措置を講ずることとし、それでも是正がなされない場合には認定の取消しを行うことが適当と考えられるところです。また、この措置につきましては、認定等の取消しに関わることに鑑みまして、意見陳述の機会などを設けるといったことを含め、事業者等における予見可能性を高めるための透明性の確保といったプロセスを設けることが適当と考えられるところです。

24ページの「第5章 審査体制の在り方」です。「(1) 現状」としまして、総務省における外資規制の審査は、担当部署ごとに行われる体制となっているところです。このような現状につきまして、構成員の方々から、やはり事業者等と行政との間のコミュニケーションが必要であるとの御意見が表明されたところです。

「(2) 検討」です。電波監理審議会等から勧告が発出されまして、審査の過程で担当課のチェック体制や分担が明確になっていないことなどの問題が認められ、その改善が急務であるような指摘がなされたところです。これらを受けまして、審査体制の強化を図ることが重要であるとの認識の下、まずは放送分野において審査体制を強化し、各部署における外資規制の審査手法等の共有が図られて、横断的に外資規制の審査ができるようにすることが必要と考えられるところです。これに関しましては、構成員からも、支持する御意見が多数示されたところです。

「(3) 今後の方向性」です。外資規制の審査体制の強化を図ることから、総務省において外資規制の審査を総合的かつ一元的に取り扱う体制を整備することが適当と考えられ、その上で、行政と事業者等での綿密なコミュニケーションを図ることが求められると考えられるところです。あわせまして、事業者等においても、外資規制に適合するための措置をしっかりと認識するとともに、外資規制の状況の報告を行うために必要な体制強化に取り組むことが強く求められるところです。

そして「第6章 今後の進め方」です。申し上げてきましたような各章に記載の今後の方向性を踏まえまして、総務省において、所要の制度整備の具体的な検討を提案することとし、その後の状況のフォローアップなどに努めていくことが必要とところです。

資料6-1につきましては以上です。

【山本座長】

まず初めに、「第1章 情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方」、「第2章 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方」につきまして、それぞれ意見交換を行いたいと思います。

【大谷構成員】

これまでの議論の内容が適切にまとめてられており、これまで議論してきたことがよく整理されていると思います。基本的に書いていただいたことに賛同の立場ではありますが、1点だけ確認と、必要に応じて追記していただければと思っています。コミュニティ放送につきましては、今回、上乗せの間接出資規制を対象外とする方向での規制緩和を提言する内容になっていますが、これは衛星基幹放送事業者と同等にしてはどうかということかと思っています。この考え方には基本的に賛同しているのですが、間接出資規制の上乗せを撤廃するという緩和を認める理由としましては、コミュニティ放送が一の市町村内でのFM放送を基本とするものであるという性質上、言論・報道機関としての社会的影響が僅少であることを踏まえたものだと思います。間接出資規制は直接出資者を実質的に支配する法人が外国法人であった場合の影響を考慮してなされるものだと認識しておりまして、もちろん直接出資者については今後も外国性の有無の判断をするわけですが、直接出資者を実質的に支配する法人が外国の法人であった場合にどう考えるかという点については、影響を受ける範囲が一の市町村内に限定されること、そして、マスメディア集中排除原則によって法人が複数のコミュニティ放送を保有することができないという補完的なルールがあることから、実質的に社会的な影響力は大きなものと考えする必要はないとされた理由ではないかと思っています。

この考え方に間違いがないようであれば、間接出資規制を緩和することにより問題が生じないことの理由として補完的ルールについても補足的に言及する必要があると思います。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

御指摘いただいたとおり、社会的影響力が大きなものではないという点は、取りまとめ（案）の中でお示ししているとおりでございます。一の市町村を単位として行うという観点から、地理的な放送区域の狭さや、同じエリアにおいて県域でのFM放送を行う仕組みが確保されている点を考慮いたしまして、社会的影響力は大きなものではないと考えております。他方、社会的影響力が完全ではないわけではございませんので、一定の外資規制は残す形で、今回の取りまとめ（案）において今後の方向性をお示したところでございます。

また、実質的に支配する法人の影響や、マスメディア集中排除原則の関連を新たな要素として提

示しても良いのではないかといった点につきましては、ここまでの議論で頂いた御意見の中で、外資規制の在り方に関するものを特に抽出して、まとめさせていただいたところでございます。その上で、このような補完的ルールに関する規律につきましても、外資規制の在り方に関するものについては追記を検討したいと思っておりますが、その内容については、また改めて座長と御相談させていただくような形にさせていただければと思っております。

【山本座長】

今後の方向性に関しましては御賛同いただいたものと思っておりますが、「(2) 検討」か「(1) 現状」のところに御意見を追記するような形で考えてよろしいでしょうか。

【神保構成員】

きちんとこれまでの議論をまとめていただきました。

規制の緩和の方向性について、大きなところで異存はないところではありますが、人工衛星関係の無線局については、今回、見直す必要があるところまでではないと取りまとめていただいたと理解しています。ただ、やはり議論の中で、例えば諸外国においては、あまり放送・通信事業以外の無線局についての外資規制がない中、これを本当に維持するのかという点が、議論をされたと理解していますし、この規制があることによって資金調達ができなかったりすることが考えられるのですが、結局、資本提携などができないと、海外の優れた技術を導入しようときに障害になったりする可能性もあると思っております。個人的には、もう少し緩和のことを考えても良いのではないかと思っております。特に、緩和してしまうことによって、技術保護や情報保護、安全保障のところから問題がないようにする必要があるという御意見があったところではありますが、それを達成するための法律が電波法なのかといいますと、電波法の外資規制の趣旨は、一番初めに述べられており、電波の有限希少性に基づいていて、放送の場合は更に公共性が挙げられていますが、電波についても、例えば空港や港に設置されるものには公共性があると思います。また、人工衛星も動くものですが、「移動しながら使用されるものであり、周波数を占有する性質を持つものではない」ものには当てはまらないのでしょうか。こういった点を踏まえても、人工衛星については緩和する必要がないか、緩和すべきでないと言えるのかどうか、いま一度振り返りたいなと思いました。

【事務局（野崎電波部長）】

ヒアリングでは、ビジネスの分野で今後見込まれるニーズについてコメントを頂きました。その一方で、構成員の方々から、この分野については、経済安全保障の観点から重要な分野であり、その

見直しに当たっては、その観点も配慮すべきだというコメントも頂きました。事務局としては、そういった両方の観点からの御意見を頂いたことや、まさに今、政府全体で行われている経済安全保障に関する議論の動きも踏まえながら、今後、慎重に対応していきたいと思っております。

また、周波数の占有性につきましては、衛星も様々な形態がございますので、一律に議論することができません。例えば静止軌道の場合、軌道の位置は固定されて決まっており、その点、周波数資源としても非常に重要でございます。他方、周回衛星の場合、軌道がたくさんございます。また、衛星ビジネスの形態も様々でございます。このような中で規制の在り方を判断するには、丁寧な議論が必要でございます。なかなか一律に議論できないところがございます。個々のケースに応じて今後議論を進める必要があると思っております。

【神保構成員】

丁寧な議論が必要という点については、理解いたしました。ただ、経済安全保障といった安全保障の観点では、外為法の運用や適用で強化していきましようという議論で進んでいるところでもありますし、人工衛星に関する事業は、外為法で外資規制がかかると理解していますので、電波法の外資規制を維持すると、結局、外資が持てないということになってくるところが結構大きいと思っています。宇宙産業を育てる観点から、資本参入の余地を高めることも必要なのではないかなと思っていますので、丁寧な検討を継続していくようなことが必要ではないかなと思いました。

【山本座長】

ただいま御指摘の点も、取りまとめ（案）の11ページにある「（1）現状」で記載されていますが、「（2）検討」あるいは「（3）今後の方向性」では、慎重に検討といったことや、安全保障の観点だけが記載されているようなので、ここのところに追記をしましょうか。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

こういった要素を検討していくのかを補足して御説明するような内容の取りまとめ（案）にする形で検討させていただく具合で、よろしいでしょうか。

【山本座長】

「（2）検討」あるいは「（3）今後の方向性」に、御指摘のあったようなファクターも入れ、そのようなことも考慮して、更に検討するという形に修正することでよろしいでしょうか。

【森川構成員】

基本的にこのまとめられ方に賛同いたします。

先ほどの神保先生の御指摘に関して、私自身の理解としては、やはり人工衛星の分野には、かなりセンシティブなところがあるので、おそらく、現時点としてはこのような形でまとめられたのかなと拝察しております。あくまでも現時点での方向性という意識があるのかなと拝察しました。神保先生も御指摘いただいたように、やはり産業政策といった観点からは、外資規制とのバランスというのも必要にはなると思いますので、ぜひ継続的にモニタリングいただいて、適宜、今後、検討、対応いただけるようにしていただければと思います。

【山本座長】

ありがとうございます。特に「(2) 検討」、「(3) 今後の方向性」のところに、ただいま御指摘いただいたような考慮要素を明確に書く方向で修正をしたいと思います。

【根本構成員】

本当にバランスの取った形でまとめていただきました。

コミュニティ放送の実態について調査をお願いしましたが、それについても丁寧に調査していただきまして、現状、非常勤役員の方も相応にしていることが分かりました。取りまとめ(案)に記載いただいたような措置で、段階的に緩和することでもいいのかと思いました。

【山本座長】

ただいま頂いた根本構成員の御指摘の点は、11ページの注釈のところですね。このように非常勤役員がかなりの割合であることが分かりましたので、それに合わせる形で今後の方向性を示しています。

【庭野構成員】

私も、取りまとめ(案)の内容で賛成でございます。

【山本座長】

次に、第3章以下に移りたいと思います。

「第3章 外資規制の実効性確保方策」、「第4章 外資規制の担保措置の在り方」及び「第5章 審査体制の在り方」につきまして、御意見を頂ければと思います。

【根本構成員】

後半部分につきましても、特に大きな異論はございません。

行政による是正措置として、例外的なケースとして期間を定めて是正を求める措置を設けることもよろしいと思う一方、特に取りまとめ（案）の文章の変更をお願いするものではないのですが、やはり過程の透明性という視点から、後々どういう判断をしたのか分かるように、経路や経緯をきちっと文書に記すなど、国民への説明責任を踏まえた上で対応をお願いしたいと思います。

このほか、審査体制の強化や事務作業の合理化については、総務省だけではないのですが、やはり全体に官庁は民間に比べて合理化やDXが遅れがちですので、今後の方向性として示すだけではなくて、ぜひ具体的な措置を進めていただきたいと思います。また、どうしても情報が部署ごとの縦割りになってしまうと思いますので、例えば審査で懸念されることがあった場合、そのような情報を他部門と共有していただくようなことも是非やっていただきたいと思います。

【山本座長】

実際にこの取りまとめ（案）の内容をしっかりと運用していただきたいという御意見だと思えます。国民への説明は当然といえば当然の話ではございますが、どこかに書いた方が良くもありませんので、検討します。

【神保構成員】

この是正措置に関しまして、今回、すぐに取消しはせずに猶予することを検討していくことになるのですが、この措置が、外資規制への不適合が発覚した時点で既に抵触の状態が治癒された場合に対するサンクションとして十分な規律になるのかという点について、以前、少し意見を述べさせていただいたことがありました。今回の御説明でも、やはり免許の取消しか、取消し猶予の2択になってしまうとのことでした。大手で地上放送を行う機能を有する事業者の場合、その事業者が果たしている社会的役割が果たせなくなったときの影響を考えてしまい、実際には、取消し措置が発動されることが、あまり想定されにくいのではないかと少し予想をしました。そうしますと、その中間的なサンクションは特段なくて本当に良いのか少し気になっていますし、仮に報告義務等が課され、その年次の報告等の中で虚偽があったり、報告ができていなかったことがあれば、そこについてのサンクションとして過料があると伺ったのですが、この過料の金額がどのくらいで、本当にきちんと正確に報告をし、外資規制を遵守しようというインセンティブに相応する金額感になるか点も、少し気になりました。違反したらいくらかの過料となるか教えていただけますでしょうか。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

過料ですが、放送法と電波法のそれぞれで既に様々な届出や報告の義務が規定されており、それらに対する過料が設けられています。まだ今回の正確な額は決まっておりませんが、そのような規定と横並びも意識しつつ、今後、関係省庁とも協議しながら決めていくものと思っております。

【神保構成員】

今後検討されるのであれば、十分に意味のある金額にしていくことが必要と思いました。取りまとめ（案）に残すかどうかは、あまりこだわらないですが、御検討いただければと思います。

【山本座長】

ただいまの御指摘は、確かに前回も、一時的に違反状態が発生したものの、総務省が把握したときには既に是正をされていて違反状態がなくなっていたときに、何かサンクションが必要なのではないかといった議論がありました。今回は、その場合に是正命令のような制度を設けるのはなかなか難しいということで、届出の仕組みを設け、届出義務違反として事業者にはサンクションを与えることを御提案されているかと思えます。

22ページに記載があります「事業者等の外資比率が当該基準値に近づいた場合、外資比率の変動に関する届出をより厳格化する」というのは、例えば一定の割合以上になったときには、それ以上に比率が増えたときには必ず届出をしていただくというようなイメージでよろしいでしょうか。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

先ほど神保先生から御指摘いただいたような定期的な報告も考えておりますが、それに加えて、ただいま座長から御指摘いただきましたが、外資比率については変動があった場合にも届出をしていただきますので、例えば変動により20%を超えていることが判明した場合についても届出をしていただく必要があるような制度にしようと考えております。届出をきっちりやっていただく、あるいは届出の義務違反が出たときにどうするかというような制度を構築することで、より外資規制の遵守を担保していこうと考えております。

【山本座長】

定期的な報告ももちろん重要ですが、次の報告までの間に一時的に違反した場合の問題もありますので、ただいま御説明のありましたように、例えば一定の基準を超えたときには報告をしていた

だく形で制度を考えていくことになるかと思えます。

過料については、日本の場合、特に国のレベルの過料のが、なかなか使いにくく、難しいところではあるのですが、それでも、できる限り実効性のある形で制度を考えていただければと思えます。

【大谷構成員】

ただいま御説明いただいた点について御質問させていただこうと思っておりましたが、良い方向に行っていると思えますので、別の観点での御質問と、できれば取りまとめ（案）への反映をお願いできればと思っております。

「外資規制の適合状況の把握等」の「(4) 今後の方向性」でデジタルデータでのやり取りが記載されています。この分野でデジタルデータでのやり取りを取り入れることが本当に効果的なのかどうかは少し分かりにくいところであるかと思えますが、現状、報告などがどのように行われているのか、そして、その計算の検証等をデジタルの活用という点でどのように行っているのか教えていただきたいと思えます。そして、今後、デジタルの活用によって更に効率的に事務作業を実施し、規制側と事業者側のいずれも負担が軽減され、しかも事業者が、どちらかといえば自律的に外資比率や、外国性の規制に対する遵守を自律的に確保でき、又はそれに資するようなデジタル化ができれば有益だと思っております。この点について、何か具体的な展望がありましたら、事務局から御意見を頂いて、まだ具体的なものがないということであれば、できれば事業者の側における、行政に頼りきりにならずに自律的に判断し、外資比率等を守るための対策の必要性についても言及いただければと思っております。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

まず現状でございますが、例えば申請の際は電波利用ホームページなどを利用して、一定程度オンラインの活用を進めていくとともに、データによっては、電波利用ホームページなどに直接入力できないものもありますので、その場合にはPDF等で御提出いただくといったように、いくつか方式を組み合わせ活用しているところでございます。

他方、審査体制につきましては、頂いた情報をデジタル的に見ているところもありますが、審査担当者の目視により確認をしているようなものもありますので、こちらも方式を組み合わせ活用している状況でございます。

今後に向けての展望ですが、御指摘いただいたようなデータの活用の重要性は事務局でも認識しております。その点を踏まえまして、取りまとめ（案）の中でも、今後の方向性としまして、データの活用等を進める必要があるとお示ししております。具体的な展望につきましては、少し時間の

要する話でもございますし、システム同士の連携等に踏み込みますと、かなり仔細な議論が必要になってまいります。この場ではっきりと方向性を申し上げることは難しいのですが、事務局としましては、データの活用の重要性を認識しつつ、何らかの検証ができるようにするという点も意識を致しまして、今後、データの活用を進めていきたいと考えております。

【大谷構成員】

思った以上に提出の方法等にオンライン等が用いられていることが分かりました。他方、審査体制の強化を図る上で、デジタルをどのように活用するのかについてのアイデア出しは、これからのかなという印象を持ちました。第6章で記載いただいている「PDCAサイクルを回していく」中でも、デジタルデータの活用可能性も追求しながら実施していただければと思っております。取りまとめ（案）には適宜、そのようなイメージがよく伝わるような書き方を補っていただければと思います。以上です。

【山本座長】

ただいま御指摘の点は、根本構成員から御指摘いただいたところと重なるかと思えます。第6章で「行政庁及び事業者等の双方において～取組を行っていくことが望まれる」とあるので、ここにデジタル技術の活用も展開させることを追記し、今後進めていく上で重要な課題である旨を示すことが考えられますが、そういう形で補ってみたいと思えます。

【庭野構成員】

先ほど神保構成員から御指摘のあったところではあるのですが、今回の取りまとめ（案）の23ページの2段落目にございます「事業者等の外資比率が基準値以上となっていることを行政庁が把握した場合には」につきまして、一旦基準値以上となったものの解消したという場合であっても、例えば変更届出を怠っていたケースについても言及する趣旨だと思えます。「基準値以上となっていること」だけでなく、「基準値以上となっていたこと」も入る意味からすると、「届出の義務に違反していた場合」といった書き方にした方が良いと思った次第です。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

御指摘の点につきましては、届出義務違反の件と取消しの件の両方があると思えますので、この点がうまく区分されて伝わるように記載の修正を検討したいと思います。

【山本座長】

ただいまの点は、届出義務違反であっても特に悪質で、今後そのような違反を繰り返しそうな場合は、原則として認定等の取消しを行う対象に含まれるということによろしいですか。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

届出義務違反の場合と外資規制に抵触した場合とそれぞれ手続が必要になりますので、少し混乱がないように書き分けて分かりやすくしたいと思います。

【山本座長】

それでは、届出義務違反と認定等の取消しを整理して書くことによろしいでしょうか。これまで一時的に違反状態が発生して、その後、解消はしたものの、対応が極めて悪質である場合や、今後、違反状態が再発する可能性がある場合には、取消し事由になるということでしたか。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

取消しとなる事案には、現に外見上も明らかに抵触しているものがあれば、外見上は治癒しているように見えても、明らかに同じような事態が起こるだろうといった、対応が悪質なものなどもあると思います。そのような場合に対しては取消し、あるいは新しく導入されるような、期間を定めて是正を求める措置の対象になると考えておりますが、それだけでなく、そもそも外資比率等に変更があったときには届出をしていただいて、その届出を怠った場合に対する措置もございます。この当たりをもう少し分かりやすくなるように修正を検討しようと思います。

【庭野構成員】

確認ですが、現に違反がある場合や既に違反は解消されてはいるものの実質的な違反がある場合に対して、認定等の取消しという措置もあれば、本当に違反の状態が解消されてはいるものの、届出義務違反があったということで、何らか今後に向けての是正措置を命ずる場合があり得るといったことを整理して書いていただくということでしょうか。

【山本座長】

ただいまの記述ですと、確かに庭野構成員から御指摘いただいた点がすっきりしないので、23ページの第2段落に少し書き加える形で整理できればと思います。

【神保構成員】

ただいまの整理に関連しまして、是正を求めるとは、単に外資規制に違反して基準値以上になっている状態を基準値未満になるように是正させるだけではなく、遵守体制についても是正を求める範囲に含めるのが良いのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

事業者側の体制に不備があり、外資規制に抵触するような状態になってしまっている、あるいは、届出義務についても、体制の不備によって届出がなされないことがあるかもしれません。そのようなときには、体制を直してください、あるいは再発が起こらないようにしてくださいといったことも求めることが当然あると思いますので、そのような形で運用していくことになると思います。

【山本座長】

そういたしますと、一時的に違反状態が発生し、その後に違反状態が解消された場合、まず、それ自体として届出義務違反にはなり、それに加えて、体制に問題があるといえるので、一時的に不適合状態になったこと自体は不注意であり、特に悪質とは言えないけれども、もう少し体制を整備してもらいたいということまで含めるという趣旨ですね。そして、更に態様が悪質で、確かに違反状態が一時的に解消されているものの、今後も更に外資規制に違反する可能性がある場合、あるいは、極めて故意的に違反状態となり、更に問題のある行動をしてしまっているといった場合については、取消し事由になると整理してよろしいでしょうか。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

取消しにするのか是正を求めるとかを判断するためには、まずは、どうして抵触したのが分からないといけません。そのため、まずは、当事者の言い分や事情説明を伺って原因究明を行い、その結果次第で取消しをするか是正を求めるとかのいずれかの措置を講ずることになります。他方、原因が判明しても、その原因を直さないと、再発するおそれがございますので、取消しを行う場合以外については、再発防止に向けた対応も求めていくことになろうと思います。

【山本座長】

違反状態が発生したことが分かったときに、まず、なぜ違反状態が発生したのか、どのような態様で違反状態になったのか、違反状態になっている間にどのような行動がされたかといったことを調べた上で、取消しを行う場合以外については、必要なときに、再発防止のための措置を求めると

ということですね。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

再発防止のための措置は、当然考えていただくことになろうと思います。

【山本座長】

違反状態に係る態様が悪質であった場合や、今後、再発する蓋然性が高い場合には、取消しの措置を取るわけですね。手続としては、まず調査を行い、その上で措置を求めるケースもあれば、取消しにまで至るケースもあるという整理でよろしいでしょうか。この辺りをもう少し明確に書いたほうが良いですかね。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

そのような形になろうと思います。少し書き方を工夫してみたいと思います。

【山本座長】

種々御意見を頂きまして、内容的には皆様から賛同を頂いたものと思いますが、少し説明を加えるべき箇所や、もう少し明確に趣旨を書くべき箇所がございますので、その点を修正しまして、最終的な取りまとめ（案）にしたいと思います。この修正につきましては、私、座長に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。実際には、私が最終案を判断する前に皆様にも御確認いただくことになると思いますが、最終的には私に一任をさせていただきたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

【山本座長】

本日は大変重要な御指摘を種々いただきまして、ありがとうございました。それでは、今後は、事務局において、ただいま頂いた御指摘を踏まえた修正を致しまして、それで皆様にも御確認を頂いた上で、私が最終案を判断するという段取りにさせていただければと思います。最終案が取りまとめられた後、事務局で意見募集を行い、その結果を踏まえて、次回の会合で最終的な取りまとめを議論するという流れになりますので、よろしく願いいたします。

(2) 閉会

【山本座長】

本日の議題は以上となりますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（鎌田国際放送推進室長）】

先ほど御指摘いただきました修正につきましては、座長から御指示いただいたとおりに進めさせていただきます。また、次回会合の開催日時や方法などの御案内につきましては、別途御連絡を差し上げます。

【山本座長】

以上をもちまして、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」第6回会合を閉会いたします。本日は、活発な御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)